

静岡市定員管理計画

【平成17年度～平成21年度】

平成18年3月

目 次

1 定員管理計画の基本的な考え方	1
2 これまでの定員適正化への取り組み	2
3 計画期間	2
4 計画の対象となる職員	2
5 数値目標	2
6 定員管理における具体的な推進方法	3
参考資料	6

1 定員管理計画の基本的な考え方

静岡市行財政改革推進大綱の基本方針のひとつである、「効率的で生産性の高い行政体制の整備」を推進するため、事務事業の再編整理や民間委託化等の「民の力」の活用により、人員の効率的な配分に配慮したメリハリのある行政改革を進めなければなりません。一方では市民生活の安全・安心を確保し、豊かな行政サービスを提供することで、「市民満足度」を高めていく必要があります。

このため、本市では従来から定員の適正化に努めてきたところですが、より一層の行政のスリム化を目指し、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする定員管理計画を策定しました。

策定にあたっては、行財政改革推進審議会の提言にもあるように、行政需要を見極めつつ、減員すべきは減員し、増員すべきは適所で増員することで、全体として数値目標が達成できるよう定員の適正化を進めていきます。

また、同時に職員の年齢構成のバランスを保ち、将来の静岡市を支える人材の確保のため、職員の採用を計画的に進めることとします。

なお、平成 19 年度から第 1 次静岡市総合計画の第 2 期実施計画（平成 19 年度～平成 21 年度）が始まることから、この計画に併せて重点施策の内容や、事業実施の手法等の様々な観点から定員管理計画の見直しを適時行うこととします。

参考 定員管理計画に対する提言

職員を減らすにはまず、仕事の見直しを行い、仕事をどのように減らすことができるかを見極めることです。そのためにも、「選択と集中」の観点から、事務事業の再編・整理を行い、行政が担うべきものと民間が行うことが適切なものを区分けして、民間委託化や指定管理者制度の活用などによって、行政のスリム化を図ることが必要です。

その場合、留意すべきは、どの部局も一律に %カットという手法だけでなく、福祉・環境など本市が目指す重点分野を明確にし、新しい市民ニーズに応じた、質の高い行政サービスを提供できる適材の人員配置に心がけることです。要するに、行政需要を見極めつつ、減員すべきは思い切って減員し、増員すべきは適所で、堂々と増員するという姿勢が肝要です。

静岡市行財政改革推進審議会の答申書からの抜粋

2 これまでの定員適正化への取り組み

本市においては、旧静岡市、旧清水市、蒲原町ともに過去においてそれぞれ定員管理に取り組み平成11年から平成17年までの6年間で9.09%（平成11年比）を減員しました。

また、平成17年度には、政令指定都市移行に伴う国県道の管理や、児童相談所・身体障害者更生相談所等の設置等の県からの移譲事務や、区役所設置等に対応するため増員しましたが、全体としては、71人の減員となっています。

職員数の推移

基準日	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
旧静岡市	4,765	4,697	4,636	4,568	6,766	6,609	6,540
旧清水市	2,420	2,367	2,304	2,255			
蒲原町	142	141	137	131	126	123	121
合計	7,327	7,205	7,077	6,954	6,892	6,732	6,661
増減		122	128	123	62	160	71
増減累計		122	250	373	435	595	666
平成11年との比較		-1.67%	-3.41%	-5.09%	-5.94%	-8.12%	-9.09%

3 計画期間

平成17年度から平成21年度の5年間とします。

（平成17年4月1日から平成22年4月1日の5年間を計画期間とします。）

4 計画の対象となる職員

全部門・全職種の職員を対象とします。

（病院部門・消防部門の職員を除く）

5 数値目標

定員管理計画の削減目標は、平成17年4月1日現在の対象職員数6,661人の5.0%に当たる335人とします。

（平成22年4月1日における目標職員数 6,326人）

数値目標の設定にあたっては、病院部門・消防部門は、地域医療・消防防災力の確保の面から一律の削減は難しいため、削減数をゼロとしました。

その他の部門においては、各局・区において数値目標を設定し、それらを調整のうえ静岡市全体の数値目標として設定しました。

ただし、病院部門及び消防部門についても、それぞれ情勢・状況の変化に応じた事務事業の見直しを継続することで、職員数を増員することなく定員管理に取り組むこととします。

平成17年4月1日		平成22年4月1日
総職員数	6,661人	6,326人(削減率5.0%)
削減対象職員数	4,671人	4,336人(削減率7.2%)
(平成18年3月31日合併予定の蒲原町の職員数を含む)		

6 定員管理における具体的な推進方法

厳しい財政状況の中で、効果的・効率的な行政運営を進めていくためには、行政評価システムの活用等による、更なる事務事業の精査を行うことが必要です。

また、新たな行政需要に対しても、必要な人員については、既存事業のスクラップ等によって生じる余剰人員をあてることを原則とし、定員管理を進めていきます。

事務事業の見直しによる行政のスリム化

行財政改革推進大綱に基づき、全ての事務事業について抜本的な見直しを行い、行政評価の手法を取り入れながら、成果主義とコスト意識をもとに「選択と集中」の観点から、行政（業務）のスリム化に取り組んでいきます。

ア 事務事業の再編・整理を行うことで、「行政が担うべきもの」と「民間が行うことが適切なもの」を区分けします。

イ 静岡市が目指す重点分野を明確にし、メリハリのある人員配置を行います。

ウ 各部門に共通する基本的な業務や、業務目的や手段が同一または類似する業務等について、統一化や一元化を図り、業務の効率化を図ります。

エ 業務をIT化、OA化することにより、業務の効率化を図ります。

組織・機構の見直しによる業務効率化の推進

簡素かつ効率的で、時代に即した組織運営とするため、組織・機構を見直していきます。

また、限られた人員を効率的に配置するための、局内や部内における人員の流

動的な配置が出来るよう、権限の移譲についても検討していきます。

民間委託化、民営化、外注化の推進、PFIの活用

「民間でできるものは民間で行う」ということを基本に、市民サービスの低下を招かない範囲内において、積極的に民間委託化や民営化を推進していきます。

本市においても、清掃や警備業務など公共施設の管理業務の一部やごみ収集業務などの労務的分野において委託化を進めてきました。今後は、一部保育園の民営化や給食センターの調理業務の委託化など新たな分野における更なる委託化・民営化を進めていきます。

公の施設等の管理に係る指定管理者制度の活用

指定管理者制度を積極的に導入する方針のもと、施設の管理体制を根本的に見直していきます。

再雇用職員の活用

定員管理計画期間中に 1,030 名を超える職員が定年退職を迎える中、長年培った経験と知識を活用すると共にそのノウハウを継承するためにも、順次その職域を拡大していくものとします。

非常勤嘱託・臨時職員の活用

事務の内容、形態等を精査することで、専門性が高い業務や精通するまで比較的時間を要するような業務については、知識・経験を有する非常勤嘱託を活用し、短期間で終了する業務やルーチンワーク的な業務については、臨時職員を活用し、正規職員の抑制を図ります。

また、資格や免許を必要とする専門職についても非常勤嘱託や臨時職員の活用ができないか検討していきます。

新規採用の抑制

人員の削減は、退職者の不補充によって行いますが、退職者の補充については、職種毎に必要な人材を精査し、必要最小限とします。また、本市においても、今後いわゆる「団塊の世代」の大量退職により多数の退職者が生じますが、採用者数の平準化等により人材の計画的な確保にも配慮します。

年度別退職者数

(単位；人)

退職年度	17	18	19	20	21	合計
一般行政（事務）	40	56	101	88	87	372
一般行政（技術）	20	29	44	46	42	181
保育士	1	3	1	10	13	28
労務職員	28	38	73	68	52	259
消防職員	4	10	22	20	32	88
医療技術職員	4	2	9	6	8	29
看護・保健職員	1	3	10	7	10	31
指導主事・教員	4	6	7	15	10	42
合計	102	147	267	260	254	1,030

労務的業務への民間活力の導入について

労務的業務については、市民に対する公権力を伴う業務等ではなく、民間等において担うことのできる行政サービスであると判断されます。したがって、労務的業務への民間活力の導入に当たっては、市民サービスが低下することのないように計画的に導入していきます。

職員の意識改革

行財政改革で成果をあげるためには、職員の意識改革が必要であり、漫然と前例踏襲で仕事を進めていくような考えを打破することが求められています。日々の業務の中で、常に業務の改革・改善を考える、といった職員の発想の転換に向けた意識改革を図る必要があります。

参考資料

職員 1 人当たりの人口

	人口	総職員数	うち一般行政 職員数	人口 / 総職員数	人口 / 一般行政職
札幌	1,856,442	15,596	7,427	119.0	250.0
仙台	997,199	10,346	4,501	96.4	221.6
さいたま	1,180,044	9,574	5,298	123.3	222.7
千葉	899,438	7,810	4,440	115.2	202.6
川崎	1,280,480	14,833	8,208	86.3	156.0
横浜	3,585,826	30,783	14,507	116.5	247.2
静岡	709,949	6,557	3,146	108.3	225.7
名古屋	2,130,983	29,373	12,859	72.5	165.7
京都	1,392,072	16,793	8,247	82.9	168.8
大阪	2,497,208	47,470	20,125	52.6	124.1
神戸	1,493,841	18,645	9,194	80.1	162.5
広島	1,127,913	12,103	5,801	93.2	194.4
北九州	990,878	9,705	5,425	102.1	182.7
福岡	1,336,666	10,625	5,771	125.8	231.6

職員数は、定員管理調査（平成 17 年 4 月 1 日現在）によるものです。

一般行政職とは、特別行政（教育、消防）、公営企業等（病院、上下水道、交通、介護保険等）を除外したものです。

職員増減員内訳

	増員 (人)		減員 (人)	
	増員 (人)		減員 (人)	
平成17年度 (H18.4.1)	政令市移行によるもの	4	事務事業の見直し等	24
	児童相談所一時保護所設置のための派遣		委託化による減	5
	法令改正等によるもの	11	指定管理者制度の活用	22
	介護保険事業者支援制度への対応		非常勤嘱託の活用	14
	業務量増等によるもの	72	再雇用者の活用	27
	生活保護現業員の増員		組織・機構の見直し	6
	国際アピリンピック開催準備事務		水道・下水道分	4
	道路整備業務体制の充実			
	税務業務の充実			
	計	87	計	102
差引	15			
平成18年度 (H19.4.1)	政令市移行によるもの	6	事務事業の見直し等	4
	児童相談所一時保護所設置のための派遣		委託化による減	55
	法令改正等によるもの	3	指定管理者制度の活用	7
	能力不足教員等教職員関係研修事務		非常勤嘱託の活用	2
	業務量増等によるもの	20	再雇用者の活用	16
	国民文化祭準備事務		民営化による減	2
	国際アピリンピック開催準備事務		組織・機構の見直し	4
	第2次総合計画策定事務		水道・下水道分	5
	道路整備業務体制の充実			
	計	29	計	95
差引	66			
平成19年度 (H20.4.1)	政令市移行によるもの	4	事務事業の見直し等	6
	児童相談所業務充実(一時保護所含む)		委託化による減	13
	業務量増等によるもの	11	指定管理者制度の活用	11
	国民文化祭準備事務		非常勤嘱託の活用	3
	道路整備業務体制の充実		再雇用者の活用	40
	第2次総合計画策定事務		民営化による減	32
			組織・機構の見直し	8
			水道・下水道分	7
	計	15	計	120
	差引	105		
平成20年度 (H21.4.1)	業務量増等によるもの	21	事務事業の見直し等	6
	保健福祉センター業務充実		委託化による減	9
	生活保護現業員の増員		指定管理者制度の活用	16
	国民文化祭本大会実施のため		非常勤嘱託の活用	5
	道路整備業務体制の充実		再雇用者の活用	44
	首都圏戦略広報スタッフの配置		民営化による減	10
			組織・機構の見直し	1
			水道・下水道分	7
	計	21	計	98
	差引	77		

平成21年度 (H22.4.1)	増員 (人)		減員 (人)	
	政令市移行によるもの 児童相談所業務充実	1	事務事業の見直し等 委託化による減	14
業務量増等によるもの こころの健康センター (精神科デイケア事業開始) 生活保護現業員の増員	10	指定管理者制度の活用 非常勤嘱託の活用 再雇用者の活用	4	5 48
		組織・機構の見直し 水道・下水道分	1	6
	計	11	計	83
	差引	72		

平成17年度 から 平成21年度 までの 増減員集計	増員要素	人数	減員要素	人数
		政令市移行によるもの	15	事務事業の見直し等
	法令改正等によるもの	14	委託化による減	87
	欠員補充によるもの	36	指定管理者制度の活用	60
	業務量増等によるもの	98	非常勤嘱託の活用	29
			再雇用者の活用	175
			民営化による減	44
			組織・機構の見直し	20
			水道・下水道分	29
	合計	163	合計	498

差引	335
----	-----

職員数の推移 (平成17年度～平成21年度)

参考資料

基準日	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	6,661	6,646	6,580	6,475	6,398	6,326
増減員数	—	15	66	105	77	72
増減員数累計	—	15	81	186	263	335
H17.4.1 との比較	—	0.23%	1.21%	2.79%	3.95%	5.03%

静岡市定員管理計画

蒲原町を含む

H17.4.1職員数	6,661	⇒	削減数
増員数	163		
減員数	498		335
H22.4.1職員数	6,326		

増員数 163人の内訳

政令市移行によるもの（15人）
 児童相談所（一時保護指導員の派遣研修）（H18～H19）
 児童相談所相談体制充実（H20、H22）

法令改正によるもの（14人）
 介護保険法改正による増員（H18）
 障害者自立支援法制定による増員（H18）

業務量増等によるもの（134人）
 国際ボランティア開催準備事務（H18～H19）
 精神科デイケア事業開始に伴う増員（こころの健康センター）（H22）
 国民文化祭開催準備事務（H19～H21）
 道路整備業務体制の充実（H18～H21）
 生活保護現業員の増員（H18～H22）
 第2次総合計画策定事務（H19～H20）
 税務業務の充実（H17～H20）

減員数 498人の内訳

事務事業の見直し等（54人）

委託化による減（87人）
 公営競技事務所（競輪場）、女性会館、ごみ収集、給食センター等

指定管理者制度の活用（60人）
 市民文化会館、図書館、公民館、視聴覚センター等

非常勤嘱託の活用（29人）

再雇用者の活用（175人）

民営化による減（44人）
 城東・飯田東・有度東保育園等の民営化

組織・機構の見直し（20人）
 担当の統合による職員の減等

水道・下水道分の減（29人）

